

- 日 時 平成26年2月3日(月) 10:00~12:00
- 場 所 多摩区役所
- 出席委員 名和田委員長、徳田副委員長、庄嶋委員、廣岡委員、福森委員、落合委員、櫻井委員、酒井委員
(以上委員8名出席、新井委員及び末吉委員は都合により欠席)
- 事務局 市民・こども局：三橋市民生活部長
市民・こども局市民協働推進課：豊村課長、小林担当課長、平井係長、海津担当係長、三田村主任
- 関係者 総合企画局企画調整課：中村担当部長
総合企画局自治政策部：長澤担当課長、鴻巣担当係長
- 傍聴者 0名
- 配布資料 資料1 市民活動に関連する定義及び検討の方向性について
資料2 中間支援組織について(配布資料なし、福森委員よりスライドにて発表)
資料3 「市民活動支援の実態に関する基礎調査」の中間報告について
資料4 第3回委員会(「市民活動支援フォーラム」)について
-

1. 市民活動に関連する定義及び検討の方向性について

- ・名和田委員長より資料1をもとに議論を行うことを説明。

〈質疑〉

庄嶋委員：現行の川崎市市民活動支援指針(以下指針)では公益的、公共的な活動は定義がない。今回は、市民活動が属している公益的、公共的な活動、つまり、より上の概念の中で市民活動を位置づけようとしているので、この辺の話が出てきたのだと思うが、個人的な意見としては、あまり公共的、公益的な活動を定義する必要があるのかという思いが根本にある。ただ「第三者のため」とあり、「ため」と言ってしまうと、「自助」「共助」「公助」といった時に、「共助」「公助」の「助」は助け合いを意味していると思うので、特に皆さんが一番イメージする公共的、公益的な活動である行政活動は税金で成り立っているが、納税者は行政サービスの受益者でもあり、自分が出したお金が誰かのために使われている部分もあれば、逆に自分が必要とするサービスで誰かに助けてもらっている部分もあるので、「第三者のため」という部分だけはしっくりこない。

徳田副委員長：言い切れないというのは、要するにそれは第三者のためも含むというふうに考えても良いのか。断定しきれてないということか。

庄嶋委員：この言い方だと、逆に全て誰かのためにだけやっているという表現になる。現行の指針の市民活動の定義で、「第三者や社会の課題解決に貢献する」という言い方は良いのだが、「第三者のため」と言い切ってしまうと、「助け合い」という意味で

は、自分が助けられる側にも成り得る、例えば、行政の納税者でもあり、受益者でもあるという意味では「ため」と言い切ってしまうのは違う気がする。

名和田委員長：第三者の前に「不特定多数の」と付く場合がよくある。

庄嶋委員：公共的は横に置き、公益的に限るとそうなる。

名和田委員長：それだとどうか。じっくりこないか。

庄嶋委員：この言い方だけを見ると、違うのではないかということである。市民活動団体関係者だけでなく、他の住民など、もっと総体的に見た時にどうなのかということ。

名和田委員長：私も定義を定めて自縄自縛に陥ることは特に政策では愚かなことだと思う。ただ、定義を厳密にするという関心よりは、実践的に言ったらどうなるかという方向から考えると、例えば、生涯学習活動は、特に市民活動者の間では、第三者ではなく、自分のためだと考える人が結構いる。生涯学習的活動から区別して市民活動を考え、そこに手を打っていく。政策的にも1980年代に整備されたコミュニティセンターのような身近な施設があるが、川崎の場合、そのもの自体は存在せず、こども文化センターやもう少し大きい市民館という施設になるが、全国的にはコミュニティセンターが身近なところに整備されてきた。それは生涯学習ニーズに対応したものである。それが1990年代になって、市民活動団体にとって使いにくいということになり、支援センター等の施設が発展してくるというのが、私のこれまでの経緯の見方である。そうすると生涯学習のニーズはまだ満たされているとは言えないが、だいぶ基盤ができています。それに対して、社会公益活動のための集まる場所がないということで、支援センター等が出てきたという政策的な展開があり、どこをターゲットにどういう政策を打っていくのかということを見ると、何らかそういう新しい動きにターゲットが当たるように、厳密でなくてよいが、適切な定義が必要になる。そう考えると、違和感がない程度に設定してはどうか。例えば、助成金等の実務であれば、具体的な審査の場面で、問題がある場面で個別に対応することができると思う。

徳田副委員長：助け合いという言い方をあまり強調すると、伝統的な相互扶助という意味に限定されてしまう恐れがあると思う。今の市民活動はこの指針の改訂に至った経緯を見ると、相互扶助の問題だけではなく、不特定多数とは限らないが、多様な主体との関わりで、どう見るかということが非常に重要な側面になってきていて、対策不要であるとは言いきれないところがあると思うので、この部分は含めることが必要かと思う。

庄嶋委員：元々の案が箇条書きだったので、そういう意味で文章になると印象が違うと思うが「第三者のため」と言い切るのほどかという程度の意味である。今回の改訂の背景には、市民同士の相互支援に関する仕組みの拡充や町内会、自治会、事業者との連携支援が入っている。私もこういう世界にずっといるので、市民活動をやっている人が理解できる言葉と、それ以外の人から理解する言葉ではだいぶ違うと思っている。私は市民活動をやっていない人に話す機会が多いので、「助け合い」という表現を日頃からしている。本質は「助け合い」であると言った方が、「伝統的」とい

う話があったが、町内会・自治会をメインにしている方々には分かりやすく、そこで市民活動との共通性を感じてくれる。公益的・公共的という、これまでの市民活動の定義よりも大きい話が出てきているので、本質は「助け合い」にあると言った方がどなたにも理解しやすい言葉だと思う。自分の立ち位置として、あまり市民活動をやっている人だけが分かるような表現にしたくないという問題意識がある。

廣岡委員 : 市民活動は、自分が困っているという人が「第三者のため」と思うよりは、自分が困ったことがあり、それを解決したいと思い、それは皆も困っていることであつたり、他の人も困っていたりするから、他の人にも助けになるようにその活動を開いていくところがある。市民活動の中にいると、市民活動の中でのことはよく分かるが、他の人がどう考えているかということについては今ひとつ分かっていないのではないかと最近よく思う。市民活動をしている立場からすると、当事者、自発的というところが非常に大事だと思っている。「第三者のため」といった高尚なものではない。少しずつ広がっていくことが市民活動だと思っている。そうすると「第三者のため」、「不特定多数の利益の増進に資する」と書いてあり、そこまで市民活動の人達が考えているという風に考えてしまうと、逆に市民活動の枠を狭めてしまうのではないかと思う。生涯学習的な事業は市民活動ではないのではないかと思われてしまう可能性もあるので、書かれていることについては、疑問がある。

徳田副委員長 : 当事者の意図で始まったことでも結果的に第三者まで非常に波及効果があることも多い。

廣岡委員 : 結果的にそうだとされた時に、市民活動の人が「そうだ」と思うことがなかなかできないと思う。例えば、かわさき市民公益活動助成金も公益的な活動のためと言われるが、自分の活動を公益的な活動といわれると、公益的な活動をしている人達でさえ、自分の活動が本当に公益的なのかと疑問を持ったり、素直に受け入れられない部分があつたりすると思う。私自身、公益的活動ということに対してのギャップがある。

徳田副委員長 : 公益的というのは、広がりが大きすぎる気がする。このまちの人達のために一緒にやっているという時には少数、又は特定のニーズといった場合でもおそらく公益になる。

廣岡委員 : 改訂にあたって、市民活動を考えるのではなく、広い意味での市民自治等の枠を大きく広げて考えるといった時に、大きなテーマにおそらく結びついていくのだと思う。一つ一つの言葉の定義も大切だと思うが、私たちが今どこに向かっているのか、細かいことを掘り下げていくものなのか、もっと大きいことをしていくのか、こういうことをしているとキリがないと思うので、どうなのかと思っている。

櫻井委員 : 公益的な活動と市民活動の定義がそれぞれある。なぜ2つも並べて書くのか。「第三者」はなくても良いが、地域や社会的な課題を解決するということと活動自体がオープンであることが一番のポイントかと思っている。それはどこかに書いた方が良い。

名和田委員長 : 以前、市民団体調査を行った時に、生涯学習団体とそうではない団体との回答傾向

に統計的に有意な差があった。しかし市民活動のなかでも、子育て支援の活動はかなり当事者運動的な活動であった。特にこれらの活動の人にとっては「第三者のため」と言われても、自分が困っているからということになりそうだし、逆に自分は第三者のためにやっているかという、そうかも知れないが、とりあえず自分がやりたかったということもかなりある。「第三者のため」というのは、政策的な立案をする時の切り分けの標識として必要なのかもしれないが、市民活動者にとって、果たしてどうなのかと考えるとやや疑問が残る。

徳田副委員長：川崎市をみると、そのような団体はいくつかあり、当事者としてやっている団体とその段階を過ぎ、蓄積した知見を他のお母さんたちに伝えていくといった段階があると思う。後者も最近育ってきたという実感がある。

名和田委員長：最初は当事者運動として始まったが、課題は自分だけが抱えているわけではないと気づき、「第三者のため」というのは別にして、公益的な活動になっていく。そう考えると、市民活動の先進性や開拓性が、定義の中に入るというわけではないが、特徴として押えておくべき性質なのではないかという気がする。

落合委員：課題解決や問題解決が中心になっているように聞こえたが、企業の立場では事業者として地域の発展や活性化に繋げる活動が公共的、公益的活動と定義している。その辺はどうなのか。生涯学習の中でも、生涯学習をしたい人は利益を受けるのだが、その人個人の知識を高めれば地域の活性化に繋がっていくということをいつも考えているのだが、そのような考えは逆にここから排除されるのか。

名和田委員長：課題と言うと後ろ向きのをゼロに戻すという話に聞こえるが、実際にプラスに転じていくことも課題解決だと、ここでは理解しておいて良いのではないかと思う。

落合委員：「課題」というのは、地域の発展や活性化も課題に含まれるのか。

櫻井委員：「問題」は後ろ向きの定義で、「課題」はある理想に向けて現実とのギャップを埋めることだと思うので、それで良いと思う。

徳田副委員長：これは、今回議論で詰めるべき点だと思うが、その活動目的が大事である。広い意味で指針に加えるかどうかは分からないが、非常に公益的でまちのためといった意識をもって何かをやるというのは、広い意味で考えると市民活動の枠の中に入ると思う。昔であれば、市民だけが考えて市民バザールをやっていたが、最近では企業が音頭をとってやるようになってきた。そういうことに実は公益性が入っていると思う。その辺は今回難しいところだと思っている。

名和田委員長：公益性を実務的に考えていくと、非営利というキーワードが1つある。酒井委員がそれを指摘されている。

酒井委員：非営利事業は私たちがワーカーズコレクティブとして既に実践していることである。事業をある程度やっていくためには、利益は必要。団体が継続してサービスを提供していくためには事業性は必要だと思っている。営利を追求せず、得た利益を市民や地域に還元していくという考え方である。「グローバル」と「ローカル」という言葉があるが、私たちがやっているのはローカルで、小さな地域の課題からどんどん繋がりをつくっていくことだと思う。市民活動のきっかけというのは、子ど

もが小さくてどうしよう、どこにも行けないといった小さな問題からはじまり、それがお母さん同士で話し合っ、一緒に子どもを見る、グループで面倒を見るといった広がりをつくっていった、地域から発信していくものだと思っている。市民活動の場合は、当事者性や地域性の課題を自分から発したものである。その人が発する力がなければ、他の人が代わりに顕在化していった、それに対して、まず個別に働きかけることから始まるのだと思う。多摩区内でも、区役所周辺のように平らな所と生田の方では全く課題が違い、同じ手法のサービスは通用しないということが実感としてあるので、地域性が非常に重視されるものではないか。また、地域住民の合意形成がなされなければ、自分たちの活動は成り立たない。あとは、地域住民が一方向的な受け手であるだけでなく、将来自分が参加できる、または別な形でその活動を支持できるといった、色々な形でオープンであるということが非常に重要で、最後に地域との協働が図ることができる形にもっていった。何らかの形で、資金的、人的に事業が立ちいかなくなれば、それがなくなるだけですごく困るので、どうやってそれを継続させるか。組織を継続させるという考えで、事業という捉え方として、こういう書き方をした。

徳田副委員長：非営利と言い切ると、実際にNPOの事業で出た利益を活動に還元していくということだったが、そういう要素というのは活動を維持していくためには必要なことだと思う。その部分を否定しているわけではなく、活動目的で非営利であるということが前提にある。

酒井委員：私たちが介護保険、保険制度や障害者自立支援の事業者ではあるが、その利益還元ということは常に考えて活動している。

名和田委員長：非営利とは要するに会員に配分しないで、剰余金を繰り越すということ。酒井委員が話されたことは事業性が必要であるということ。実際には市民活動のかなりの部分は事業性をもってある程度稼ぎながらやっている。ただ、それは営利企業とは違って、剰余金を利益として分配せず、翌年に繰り越していくということ。これを定義していただいた関連で事業性というキーワードや、第三者からの働きかけということで、アドボカシーを言っていた。それから地域の合意形成は確かに私が理事をしている社会福祉法人も周りの地域に対して非常に気を遣っている。たくさんの論点を出していただいたと思う。事業性ということを考えると、専門性も考える必要がある。

徳田副委員長：事業性というのは難しい。例えば、市民活動センターの助成金の申請をする時にも、事業計画書、その予算書と決算書を出してもらっている。事業性は、活動を維持する、持続的に維持できるかという意味で使っている。事業できちんと収益を出していくことで、事業を存続させていくということは、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスになっていく。ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスというのは、何となく企業が何かをしているように思えるが、実はそうではなく、市民活動の中でもそういう手法でやっている人達も多い。あくまでソーシャルビジネスやコミュニティビジネスというのは、市民活動の別枠にあるわけではなく、活動の手法

である。それを事業型のNPOの中でやるか、または企業体の組織でやるかといった違いである。かわさき市民活動センターの助成金でも市民がつくった企業が申請してくる場合もある。世の中ではソーシャルビジネスとコミュニティビジネスが独立しているように見えるが、あくまで手法の一つであると認識したいということが私の希望である。

酒井委員 : 一般的に事業と言ってしまうと、利益を上げるものに捉えられると思う。言い換えると、組織活動として、安定性や継続性があるかどうかというところがキーワードになると思う。

名和田委員長 : 組織が運営していくために収益事業をやっている。

徳田副委員長 : 持続性のようなことである。

福森委員 : 昨年の夏頃から個人的に公益について問われる場面が多く、公益とは何かと色々考えていた。行政が言う公益と、市民、民間が言う公益では、同じ言葉を使っているが、お互い話す時に違和感があった。公益的、公共的と二つ並べて書かれていると、やはり「公」という言葉に引っ張られてしまいがちだと思った。「公」がどうしても行政やお上といったイメージがまだまだ強い。それに引っ張られてしまうと良くないと思って、私は「公」はそもそも開かれているという意味だということを書いた。感じていた違和感について公益財団法人助成財団センターの人にこの話をしたら、「それは当然だ。行政が言う公益とは行政公益であり、市民公益とは違う」と言われた。行政公益は不特定多数の利益を最優先するという公益、市民公益は私たちが普段接している人達が多いと思うが、本当にその人の気がついたところ、潜在的なニーズやマイノリティやマイナーなニーズなどニッチという隙間を拾い上げていくということが市民公益であるということと言われ、納得した。そういう部分で最大公約数的に役所の言う公益だと、かわさき市民活動センターが拾い上げようとしている部分とは異なると思った。

名和田委員長 : 行政公益的な立場から言うと、行政公益は究極的には選挙で当選した代表者たちが公益として決めたもの。多数者の意志で議会を通じて、政策が決まっていくのだが、それだけではないと民主的社会は自覚していて、当初は少数のものであっても先進的、開拓的かもしれないということで、チャンスを与える。税金を原資とするお金から助成金を与える。そういう関係だと思っている。開かれているという定義はすごく私にはフィットしていて、逆に閉じられているプライベートとは排除する、奪うという意味で、不特定多数のアクセスから奪われていて、仲間内だけの空間である。それに対してパブリックは開かれていて、不特定多数のアクセスに開かれているということで、それ自体は「公」の定義として全うではないかと思う。

徳田副委員長 : 福森委員の話は非常に大事なところだと思う。資料1の12ページの一番下にある使役、共益、公益をきちんと区分けする必要がある。これら三段階があり、それから公益でも、資料1の14ページの「4. 資料5-4【市民活動支援に関する用語の定義】について」にあるように、こういう言葉があるかどうか分からないが、市民益や地域益が該当してくるのではないかと思う。共益と内容的に被ってくるのだが、この

辺の区分けが必要。公益とあまり言い過ぎると、公益の部分や市民の利益、地域の利益といったものが外れてしまうのではないかという恐れがあるので、きちんと区分する必要があるのではないかと思う。

名和田委員長：公益という概念を、学問上の議論ではなく、目の前の実践的問題としてどう考えるか。例えば自治会は公益団体だと言われる。それによって、市民活動と区別し、政策的に切り分けて対応するということなので良いが、私は自治会のことを公益ではなく、公益だと思っている。

庄嶋委員：公益と公益は、政策的な理由で分けてきた部分があり、区別されていて、教科書的には、公益は不特定多数、公益はある程度メンバーシップ的だと思う。ただ最近、「協働」という言葉が出てきて、共益的な目的の団体かもしれないが、活動の中には公益的な活動もあるという活動の性質を見ていった場合に、「協働」という部分では活動のテーマによっては当然一緒にできる部分はある。

名和田委員長：公益団体、公益団体かどうかというのは、法人の認可、認証のところで判断されていて、後は活動を見ていけば、政策的に協働等をどう進めるかにあたって支障はないのではないかという整理である。

庄嶋委員：助成金の制度検討プロジェクトのときに確認しているが、団体の性質と活動の性質に違いがあり、どちらに基準を置くかによって制度は扱いが変わってくる。川崎市の場合、団体の性質ではなく、比較的、活動の内容をみて、活動が助成金の仕組みの目的に合っていれば申請しても構わないということになっている。審査の対象は、自治体によっては、例えば、株式会社などの企業形態ではいけないなど、団体の形態で区別して助成は認められないということも多々あるが、川崎市の場合は、うまく定義を工夫し、活動の性質を重視している。

名和田委員長：それだと怖くないか。本当にそうした活動をしているのかわからない。団体が公益法人と限定してしまえば、それは認可ないし、認証したところのせいにするのか。

徳田副委員長：名和田委員長の言う通りで難しい場面がある。NPOが助成金に申請した時に、事業をやっている、その収益をもう一つの事業に還元する場合があります、非常に難しい判断を迫られることがある。これは公益性の範囲に入るのかどうか判断に迷うことがある。しかし、良心的な事業者も多くいるので、間口は広くして、内容、目的できちんと判断しようというのが今までの形である。

名和田委員長：他の論点にも事実上話が及んでいると思うのだが、おそらく市民活動や市民活動団体ということについても、こういう切り口で似たような議論になると思う。市民活動、市民活動団体について、今一連の議論したようなことがどのようになるのか。

徳田副委員長：従来は公益としていた団体を支援の対象に含めるかどうか。それから、今までの助成金の審査対象外である、事実上は市民発の企業体も入っているので、そういうものをここできちんと含めることは大事なことだと思う。たまたまNPOではなく、ある事業をやるためには企業体の方が適当である場合もあるので、既に従来型のNPOと市民活動団体ではない。特に若い市民活動者は縦横無尽な形で、NPOでやったり、普通の任意団体でやったり、企業でやったりと非常に色々な形が出てくるので、そ

ういう人達の芽をきちんと育てていくためには、その辺も含めて、あまり狭い枠で考えない方が良いのではないかと思う。

庄嶋委員 : 現行の定義でそんなに不都合はないと思っている。現行の指針はよく考え抜かれてつくられていると思う。市民活動の定義をもう少し広げる必要が今あるのか、それとも市民活動ではないところとの区別を明確にして、より市民活動の部分を追及して、さらに必要な形の中での支援策を考えていくのか。もっと大きな問題意識の中でどうなのかと思っていた。逆に言うと、現行の定義で私は良いと思う。ただ、その中でコミュニティビジネスやソーシャルビジネスが市民活動の手法として出てきたことを、新たな形で顕在化してきているということで位置づけるなら位置づけていく必要があると思う。

名和田委員長 : 現行の定義というのは、「ボランティア活動をはじめ…」というところか。それに限定しているとは言っていないが、このボランティアからはじまるというところが、やや徳田副委員長の問題関心からすると、時代に合わなくなってきたのではないか。

徳田副委員長 : 当時はまさにそれでそこからスタートしていた。昔は市民活動センターではなくボランティアセンターだった。

廣岡委員 : このままでもいいと思うが、確かに「ボランティア活動をはじめ」から始まるのは言葉としてはそういう風に思う。
そもそもこの指針は市民活動にチャンスを与えるという話があった。町内会・自治会はバックがあって、企業も市の経済労働局が支援しているが、市民活動は誰も支援してくれる人がいなくて、それを応援していこうというのが指針だったのではないかと思う。ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスと言ってしまうと、市の経済労働局など経済系の組織から様々な助成金があり、そもそも市民活動とソーシャルビジネス等はどういった違いがあるのか。市民活動団体がメニューを選び、ある活動は企業としてやって、企業的な支援を受ける、もしくは、市民活動としてやって、市民活動的な支援を受けるといった選択ができるということなのか。そもそもそういった色々な区別自体がなくなり、様々な支援を得られるのか。市民活動が弱いから支援するべきものなのか、その辺りが今よく分からない。市民活動を支援するべきなのかどうか。指針は市民活動を支援するものだったのではないかと思う。それが時代の変化に応じて、今、どういう状況でどうしていくのか。

徳田副委員長 : それは状況判断の問題だと思う。川崎市の状況を考えると助成金の申請団体は継続的に応募してくる場合が多い。一方でスタートアップ助成は伸び悩んでいる。古い団体と新しい団体の断層といったものがあるのではないか。前者は、従来の定義でも十分通用するような活動をやってきたが、後者は、新しい世代が取り組む市民活動で、企業体ではないのかと思い、目的を見ると完全に市民活動であったりする。新しい世代をきちんと拾い上げていかないと、発展性がないように思える。市として、支援をどこまでやるかということは別問題だと思うが、新しい世代を見ると、実は市民・こども局ではなく、従来であれば経済労働局が対応しているなど、そこ

はフラットで良いと思う。

廣岡委員 : そういう風に考えると、「ボランティア活動をはじめ」という言葉から始まるのは少し疑問に思う。公益活動なのと言われると、疑問を持たれるのではないかと思う。新しい市民活動がもっと先駆的な活動をして、川崎市をより良いまちにしていくなということが目的だと考えると、もっと自由な発想が良いのか。ただ、この描き方自体が悪いとは全く思っていない。だから、どこに重きを置くのが良いのかがもう少し議論が必要なのかと思う。

名和田委員長 : 古い団体と新しい団体があり、前者は比較的ボランティア活動に近いものがあり、かなり行き詰まっている団体もある。それに対して、新しい団体はある意味融通無碍だが、例えば、酒井委員が実践しているような事業性をもって、継続して、かつ一定の専門性をもって組織的にやっている。そこまでいくと、市民活動団体と普通の社会福祉事業者とはどこが違うのかという話が出るぐらいの組織性のある団体も出てきている。そうすると、それらへの支援も昔とはかなり違うのではないかな。

櫻井委員 : 広い意味での市民活動を定義し、さらに市民活動団体を定義しておくこともある。支援の対象とする団体を市民活動団体と呼ぶのだと思う。市民活動をこのように広く定義してしまっても良いのではないかなと思うが、支援するのは団体だけにする。自発的に非営利かも知れないが、事業を営んでいる市民活動団体もあるはず。「ボランティア活動」だけを抜けば、このままで良いのではないかなと思う。

徳田副委員長 : ここで言う、市民活動団体は、やはり市として政策的に支援する範囲を言っておかないといけない気がする。

庄嶋委員 : そうなった場合の市民活動団体にソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを含めるか、含めないかでだいぶ変わってくる。市民活動には含まれるのは良いとして、支援の対象になる市民活動団体に事業性がある団体を含むかどうか。そうすると支援の仕方が今までと大きく変わる。藤沢市市民活動推進センターでは、藤沢市の市民活動団体を調査し、その結果が大きく二つに分かれたと聞いた。いまのメンバーがやめたらそれで終わりで良いという団体と、そうではなく団体としての継続性を志向している団体の2種類で、藤沢市市民活動推進センターではその2種類に対して別々の支援策をつくるということにしている。そういう意味で今回の市民活動や市民活動団体の対象がどうなるか。今回、委員会の話をいただいた時に指針の改訂はもう少し意味が広く、いわゆる協働指針みたいになって、例えば町内会等も含めた支援だと思っていた。ただし、第1回では、全体図としてはそうだが、本委員会はその中の市民活動団体の支援だということになっていたのだから、そういう意味では、市民活動団体に従来からあるものにどこまで新しいプラスを加えていくのか。どう連携等を志向するかは別として、少なくとも町内会やのそれ以外の部分は指針の対象ではないと思っている。

徳田副委員長 : 非常に鋭い指摘だと思う。協働というのは、もっと間口が広いもの。大きな論点だと思う。

名和田委員長 : 例えば福祉分野で言うと、福祉事業者と市民活動団体ではどの辺に線があるのか。

段々成長して、組織性、専門性を身につけ、福祉事業者を担っていくとして、どのあたりから市民活動団体ではなくなるのか。本音としては、永遠に市民活動団体だと言えるのではないかと思う。

酒井委員 : ずっと市民活動団体だと思う。私たちの団体の目的は病気になっても、歳を取っても、障害があっても、いつまでも住み慣れたこのまちで暮らしていたいということである。それを解決するために、最初に家事サービスをやった。後から介護保険や障害者自立支援法といった法律が出てきた。今まで利用していただいていた利用者に継続的に私たちのサービスを使っていたらいいということから、地域のニーズに応じて、事業者になった。介護保険事業者になることを目的として設立したわけではない。私たちは確かに介護保険事業者として事業も行っているが、外部に対しては地域最適福祉サービスという地域に必要な福祉サービスを独自に展開しているということを最初に伝える。その中でやはりサービス内容は重なる部分があるので、介護保険を使っていた方がよい場合はそう勧めるし、どうしてもならない時は、独自のサービスを使っていただく。どちらもやっていて、なおかつ、利益が上がれば、地域のためのイベント等地域還元事業を行い、自分たちの活動を広めていく。設立の目的がぶれない限り、ずっと市民活動だと思う。

名和田委員長 : そういう団体は川崎市内にも結構なボリュームであるわけなので、やはり政策的な対象にしないといけない。

酒井委員 : ただ資金力がある場合、助成金等はいらないと思う。そのような団体はお金ではなく、広報力といったものが必要だったりする。

徳田副委員長 : 定義の問題というよりは、団体の問題だと思うのだが、酒井委員のように組織的、ある種の企業事業体でやっている場合と、もう一つあり得るのは、市民活動を一つの団体だけやるのではなく、例えば、大学や企業等と一緒にやっていてある場合があり、広い意味で見ると非常に大きな活動で結構な戦力になる。例えば、登戸辺りのまちづくり団体が一生懸命企業や大学に呼びかけることで広がりをもっていくということ。ある意味、単体の活動だけではなく、連携してやるような活動が非常に多彩なものになってきた。それをどこに入れるのかは分からないが、そういうものこそ、支援の対象にしてもらいたい。

櫻井委員 : 協働をどう定義するか。私は IT 技術者だったが、IT 業界はいつも協働である。協働する時には SOW (Statement Of Work、ステイトメントオブワーク) を決める。お互いの責任区分を記載した職務定義書である。協働による目的をまず決めなければならない。お互いの団体の責任区分を全て決めてはじまるのが協働である。資料 1 の 21 ページにある協働の定義はすごく弱い。

名和田委員長 : 資料 1 の 21 ページに自治基本条例の定義があり、これが協働についての川崎市公式の定義である。定義の中で「市民及び市が」となっているので、行政と市民の中にある一定の主体が協力するということを指している。自治推進委員会の中でも、市民同士の連携もあるといった議論があった。

徳田副委員長 : 確かに生田緑地の取組にしても色々な市民活動団体が集まって、初めてできること

も多い。

名和田委員長：他の自治体の条例等では、協働を多元主体的な協力関係として定義するものが目に付くようになった。

徳田副委員長：いわゆる企業市民という言い方がある。企業も地域社会の一つの主体であるということであるが、その場合企業市民をどこまで加えるか。市民活動そのものが発展して企業体になることもあるが、そうではなく、企業が公益的な活動に入っていくというものをどうするのか。ソーシャルビジネス的に言うと、川崎市には大きな企業でかつ、障害者雇用ということで考えると、非常に公益的な活動をしているような事業者もいる。もう少しコンパクトなものでも、政策支援の枠にするかどうか。それは市の経済労働局が言うことかもしれないが、市民活動でもそれに近い考え方をもっている、類似のものはあると思う。

落合委員：当金庫の場合も、社会貢献活動や市民活動という定義で職員を動かしてきた。しかし、つきつめれば社会貢献というより社会責任活動。事業者として利益が出れば当たり前前の活動と考えている。

名和田委員長：CSRのR（Responsibility、レスポンシビリティ）は責任という意味である。

落合委員：職員は社会貢献活動として市民や自治会、行政と一緒に活動しているが、お金はかけなくても、長期、永続的に活動するという考えを持っている。

徳田副委員長：当然やるべきことということか。

落合委員：例えば障害者雇用、ジュニア文化賞で小学生から絵や作文を集めて海外に連れて行ったりすることも企業の責任ということ。そういう認識であると考えている。

名和田委員長：資料1の10ページの内容にも関連する。酒井委員からプロボノ活動という意見が出ている。これについて紹介してほしい。

酒井委員：落合委員の発言を聞いて、企業も社会なくしては存在し得ないと思った。ただの利益共同体ではなく、社会性が問われていると感じた。これも企業の使命なのかと思った。企業もプロボノということで、様々な市民団体と協働でプロジェクトをやっている。

市民活動団体の質が変わってきて、当初は地域で小さくまとまって、自分たちで活動して楽しいし、市民サービスをして一緒に活動するなどであったと思うが、今は市民活動自体がそれだけには限らない、課題解決の手法のひとつになってきている。だから、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスといった手法が出てきているのだと思う。例えば、若い人の就労の場として課題解決のひとつにもなっているので、公益や共益などの垣根がなくなってきたと思う。社会が利益一辺倒ではなく、社会的存在として地域に色んなことを開いてやっていることからすると、いかにお互いを尊重して協働できるかということが指針に入ってくるかと思う。お互いに協力し合うことについてどのように支援していくかが鍵になると思う。

名和田委員長：これまでの議論を振り返ると、市の市民活動支援施策の様々な文書における定義や考え方は基本的には今でも間違っていないが、この10数年の間に客観的な状況が動いていて、新しい手法や発想、団体が出てきていて、定義かどうか分からないが、

若干練り直す必要が出てきているという印象を受けた。それを深めていくためにどんな議論をしたらよいかについて、事務局に考えてもらうとともに、小委員会において今どういうことが必要なのかということについて議論を継続したいと思う。

2. 中間支援組織について

- ・福森委員より資料2（配布資料なし、スライドを活用）にて説明。

〈質疑〉

徳田副委員長：市民活動そのものの世代交代が進み、新世代の多様な活動に対応しているかが大きな問題である。実感として、かわさき市民活動センターの事業の中で青少年事業が大きなウエイトを占めている。市民活動事業の部署はこじんまりやっている印象があり、マンパワーの面で不十分ではないか。

もうひとつは、かわさき市民活動センターの助成金審査の経験から、一緒に伴走してあげればよかったと思う団体が結構あった。いわゆるハンズオンである。ハンズオンの支援がかわさき市民活動センターの事務局のマンパワーの数では足りない。助成金を出して、中間報告をさせるなど非常に努力しているが、スタートアップ時助成に応募する団体はまだよちよち歩きで、それを育てていくためには伴走者が必要である。かわさき市民活動センターは必死に伴走しようとしているが、おそらくしきれているわけではなく、物理的な限界に突き当たっている。ハンズオンの支援ができるようになれば、持続性という意味で飛躍的に高いものになると思う。審査報告会で、市民活動団体から助成金がなくなったらどうしようという話を聞くことも多い。プロセス段階をフォローできるのが理想だと思う。

福森委員：当初は様々な団体の立ち上げ時に事務局を担うこともやっていた。当初はそれしかできなかった。今はかわさき市民活動センターが公益法人になったので、かえって一つの団体に絞って支援することが難しくなった。なぜその団体なのかという理由が必ず問われる。民間性が薄れてきたということは感じる。ハンズオンの支援があれば、団体も安心だろうし、当センターと付き合いしてもらえる団体には、ブースを設けて事務所機能を提供するなど様々なことをやっているが、団体の一部になり変わるという部分では昔に比べて弱い。

廣岡委員：市民活動団体としてかわさき市民活動センターを活用する立場で言うと、困ったときに相談できるということで信頼している。昨年、ある事業を市民活動センターと一緒にやろうとしたところ、きちんと議論すると、実施するのは難しいということがあった。公益性がネックになる部分があると思う。不特定多数の利益になる場合に、中間支援組織が特定の団体を支援できないのは良くないと思う。

当団体が中間支援組織として活動している中では、一定程度の公平性や公益性は当然必要になる場合もあり、意識もしているが、元々民間からできあがった組織なので、ある程度自由にできていると思う。相談してもらわないと縁もできないが、そういう意味で助成金という制度がある。助成金に応募する団体はやりたいことがあ

ったり、困っていることがあったりするのですが、その中でハンズオンが発展していかないといけない。市民活動団体にただ助成金を出すだけでは育成につながらないと思う。

かわさき市民活動センターがある JR 武蔵小杉駅が近いかどうかという問題もある。多摩区にある当団体からは JR 南武線一本で行けるが、多摩区の人にとっては少し遠いと感じる人もいるし、麻生区の人にとってはもっと遠い。麻生区の場合は、市民活動センター（麻生市民交流館やまゆり）があるし、区役所のスペースも拡充してきているが、人がいて支援してくれるのはかわさき市民活動センターだけである。市の真ん中にあるが、交通費を払って行くには遠いと思う人が多いのではないかと思う。相談できて支援が受けられる場がたくさんあるといい。区役所がそういう場所かと思うが、専門家はおらず、かわさき市民活動センターのような役割は担えるのかと思う。

徳田副委員長：かわさき市民活動センターが青少年事業を担うのには色々な経緯があって、やらざるを得なくなったということは十分承知している。

名和田委員長：伴走機能とかかわさき市民活動センターの配置、絶対数として足りないという意見があった。庄嶋委員も中間支援的なことをやっているのか。

庄嶋委員：2 団体で中間支援的な関わりを持っている。以前任期付職員ということで関わっていた四街道市（千葉県）に「みんなで地域づくりセンター」がある。「みんなで地域づくりセンター」の特徴として、課題解決のプロデュースに重点を置いた。かわさき市民活動センターは助成金を運用していることが特徴なので難しい面があるかもしれないが、四街道市にも様々な地域課題があるが、それまで市民活動をやっていた人たちだけではやりきれないということで、それぞれの課題に対して関係者サロンのようなものを開いて集まってもらい、関係者に問題意識を持ってもらって、それから取り組みを生み出すということにした。設立してから3 年くらいだが、ものすごい数のプロデュース事例ができています。ご当地グルメやコミュニティレストランなど目にみえる形のものも生まれている。かわさき市民活動センターは通常の4 本柱（人材、資金、活動の場、情報）に交流連携（ネットワーク）があるという5 本柱でやっており、協働が必要という議論があったが、協働をプロデュースしていくような機能が現在どうなっていて、今後どうなっていくかが気になっている。私は大田区でも中間支援をやっているNPO 法人の理事をやっており、例えば、ハード系のまちづくり協議会の支援を行っている。商店街や自治会・町会などにも団体名が知れてきていて、事務やファシリテーションを含めたコーディネーター機能を役所や大学の先生ではなく、当団体に依頼した方が良いということが分かってきたようだ。まちの人から声をかけてもらい、まちづくり協議会の運営に加わるという、人をつなぐ役割をしている。

福森委員：つなぐ、連携といったことは結構やっている。分野を越えた協働を意識してやっているのだから、ある意味協働による化学反応に期待している。企業と団体、行政と団体は弱いけど、団体同士をつなぐ役目を積極的に意識してやっている。団体の閉塞感や

スキル、資源がない中で突破口になっていると思う。

庄嶋委員 : かわさき市民活動センターは助成金を運用しているが、助成金を活用してもらおうという案内はできると思うが、助成金の取り方の支援はどうやっているのか。

福森委員 : 助成金を交付するまでのサポートはこれまでやっていない。

庄嶋委員 : 四街道市の場合、助成金は市が運用しているので、「みんなで地域づくりセンター」が立ち上げを支援した団体に対して助成金を取る支援までしている。大田区の場合、NPO法人による完全な民間なので、区の助成金をうまく活用するように支援している。かわさき市民活動センターは自らが助成金を運用しているので難しいとは思いますが、スタートアップ助成が減っているということであれば、その辺りの強化が必要だと思う。

名和田委員長 : 一般的には相談機能の概念に包摂されていて、行政から相談件数について聞かれたりするが、相談機能の中身を吟味して、本来の役割を果たせるのかということ提言する必要があると思う。

徳田副委員長 : 相談先について、市民活動をしている人の話を聞くと、かわさき市民活動センターに行ったり、経営で悩みがある場合は公益財団法人川崎市産業振興財団（以下産業振興財団）に行ったりする人もいる。産業振興財団には中小企業診断士の無料コンサルティングや講座がある。NPO 法人ぐらす・かわさきに行く人もいる。いろいろ分散している。かわさき市民活動センターがどこまでやるかにも関係してくる。

名和田委員長 : 相談の大部分は財務や経営に関すると思うが、自治体によっては、かわさき市民活動センターのような団体が企業支援やコミュニティビジネスの講座を開いたりしている。

徳田副委員長 : 交流機能についても、かわさき市民活動センターだけでなく、すくらむ21（川崎市男女共同参画センター）など他の団体が同じようなことをやっている。資金についても、川崎信用金庫の制度融資、市の直接融資があり、川崎市は機能として揃っている。ただそれを全てかわさき市民活動センターでやるかどうかは別問題である。

名和田委員長 : 情報は集まっていほしいと思う。

徳田副委員長 : ワンストップでどこに相談に行ったらよいかということはよく聞かれる。

落合委員 : 産業振興財団の補助金、助成金は、当金庫の場合、中小企業の製造業が中心になるが、かわさき市民活動センターと産業振興財団は交流があるのか。

福森委員 : 交流はあり、人の個人的なつながりは持っている。中小企業振興という意味ではかわさき市民活動センターも近いと思う。融資制度や商店街の空き店舗対策事業などの情報を把握するようにしている。

徳田副委員長 : 目利きのある人は色んな所を使い分けている。

落合委員 : NPO 法人の財務内容を分析するなどの支援に関するコンサルティングは産業振興財団にあるのか。

福森委員 : それはないのではないかと。

徳田副委員長 : 正式にはそのような機能を含んでいるはず。ただ距離的に遠く、なかなか行けないという話を聞く。

廣岡委員 : 当団体は市の経済労働局のコミュニティビジネス相談窓口をやっており、企業系の相談も受けていて、中小企業診断士を派遣している。相談の中にはNPO 法人の相談もあり、設立にも対応できるし、産業振興財団の無料コンサルティングを紹介したりする。当団体でも無料で中小企業診断士を派遣できるが、産業振興財団の方は自分が相談を受ければ、補助金を得られる仕組みを自分で持っているのので、当団体と協力して派遣してもらうこともある。

落合委員 : 市の経済労働局を通じて、産業振興財団から中小企業診断士が派遣されるということか。

廣岡委員 : 当団体の中小企業診断士は当団体の理事である。産業振興財団に相談すれば派遣してもらうこともできる。産業振興財団は社会保険労務士や税理士など色んなメニューがあるので、相談内容によって産業振興財団を紹介している。

名和田委員長 : かわさき市民活動センターの配置については議論できなかったが、いろんな論点が出たので、整理してまた議題にしたい。

3. 市民活動等支援の実態に関する基礎調査について（中間報告）

・事務局より資料3を説明。

〈質疑〉

庄嶋委員 : 18 団体はどのように選んだのか。

事務局 : これまで4つの活動資源を中心に団体の環境基盤を支援してきたが、第1回委員会でも説明したように、団体の段階に応じた支援が必要だという認識があったので、企業や大学、行政との協働を実践している団体を中心にヒアリングを行った。また、それ以外にも、設立したばかり、設立して一定程度経過した団体も含めて行った。

名和田委員長 : 18 団体で打ち止めなのか。

事務局 : 20 団体を調査する予定である。

徳田副委員長 : 資料3の2ページ「(3)資金」の②と④の人件費の問題が議論になることがある。

人件費を出したら団体の自立性がなくなるのではないかと、一定の自立性を担保させるために団体設立時には人件費が必要ではないかといった意見がある。設立時に人件費に助成金を出せないのは酷ではないか。民間企業の補助制度を見ると、人件費が含まれる場合がある。人件費を出したらモラルハザードになり、団体が育たないなど様々な意見がある。意義はあっても、政策的な範囲として人件費を含めることができないということもかもしれない。

名和田委員長 : 人件費や賃借料を含むと、団体自体を支援したことになってしまう。どんな団体でも良い活動であれば補助しても良いと思うが、人件費や賃借料などの運営費を出してしまうと、団体そのものを良きものとして認めてしまうことになるので、ハードルが高いと思う。今後事業性をもってやるので、初期投資だけ助成してもらえとありがたいということが、人件費を含むかどうかの話でなく、人件費はなんとかするので、初期投資に助成金があるとありがたいというケースに10数年前から変わ

ってきて、目に付くようになってきた。このような問題・関心を背景に置きながら、質問があれば出してほしい。そういう面から議論したい論点がたくさんある。

酒井委員 : 資料3の1ページ(1)全体④の中間支援組織について、ワーカーズコレクティブに関する意見があり、まさしく当団体のことである。当団体では初期投資を集まったメンバーが自分たちで出している。その点でスタートが違っていると思う。自分たちが欲しいサービスを自分たちでつくるので、初期投資も自分たちで用意する。働くことも、管理することも、組織運営も全部自分たちで行う。神奈川ワーカーズコレクティブ連合会という中間支援組織があり、助成金も運用しているし、融資を行うNPO法人ももっている。それらの団体も集まっている人が少しずつお金を出して援助し合う形を取っている。そういう働き方を推進することが大きな目的で、それに付随するワーカーズの課題をみんなで解決していくということで、資金などについて独自のものを持っている。一つ一つの団体は小さくても、結集することで大きいことができる。

名和田委員長 : 定義の話に戻ってしまうが、それを市民活動のカテゴリーに入れるかどうかはあるが、ここでの議論はあまり定めなくて、関連することもやっていったらいいと思う。

4. 市民活動支援フォーラムについて

- ・事務局より資料4を説明。

3. その他

(1) 川崎市の包括外部監査に関する情報提供

- ・総合企画局自治政策部より公認会計士による包括外部監査の実施内容（今年度は協働のまちづくりがテーマとなり、協働の推進に関わる基準が必要であるとの指摘を受けた）について情報提供。

(2) 第1回小委員会、第3回委員会（「(仮称)市民活動支援フォーラム」）の日程等について

- ・事務局より第1回小委員会の日時・開催場所と第3回委員会（「(仮称)市民活動支援フォーラム」）の日程について報告。

以上